

法人のお客さまへ

法人保険 税務・経理の手引き

2025年2月版



目次

はじめに

- (1) 留意事項 2
- (2) 契約形態 2

1. 保険料の経理処理

- (1) 定期保険・第三分野保険<(2)を除く> 3
- (2) 解約返戻金相当額のない第三分野保険で保険期間が終身かつ保険料払込期間が有期払のもの .. 7
- (3) 終身保険 8

2. その他の保険料の経理処理

- 保険料払込免除に該当した場合 8

3. 保険金・給付金の経理処理

- (1) 死亡保険金・死亡給付金を受け取った場合 9
- (2) 生活障害保険金・認知症保険金等を受け取った場合 9
- (3) ネオdeいりょう等から給付金を受け取った場合(特約給付金を含む) 10
- (4) ネオdeしゅうほから年金を受け取った場合 10

4. 契約内容の変更等にもなう経理処理

- (1) 契約者・保険金受取人の名義を変更した場合 11
- (2) 解約・減額した場合 13
- (3) 払済保険に変更した場合 14
- (4) 契約者貸付を受けた場合 14

はじめに

(1) 留意事項

税務の取り扱い

本資料は、契約者を法人とする生命保険契約の税務の取り扱いを記載しています。

税務の取り扱いについては、特に断わりのない限り2024年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

仕訳・勘定科目

仕訳・勘定科目は例示です。実際の取り扱いにあたっては、税理士または所轄の税務署等にご確認ください。

保険商品の取り扱い

- 2025年2月時点において、ネオファースト生命で販売している生命保険の税務の取り扱いについて記載しています。
- 本資料では、保険の名称は、下表のとおり商品名称で記載します。

正式名称	商品名称	正式名称	商品名称
無解約返戻金型終身医療保険	ネオdeいりょう	無解約返戻金型終身がん保険	ネオdeがんちりょう
無解約返戻金型終身医療保険 (引受基準緩和型)	ネオdeいりょう健康 プロモート	無解約返戻金型定期保険	ネオde定期
無解約返戻金型収入保障保険(2023)	ネオdeしゅうほ	無解約返戻金型 三大疾病一時給付保険	ネオde3疾病サポート
低解約返戻金型 特定疾病保障終身保険	ネオdeとりお	一定期間災害保障重視型定期保険	ネオdeきぎょう
無解約返戻金型特定生活習慣病 入院一時給付保険(2020)	ネオdeからだエール	一定期間災害死亡保障重視型 生活障害定期保険	ネオdeきぎょうワイド
無解約返戻金型認知症保障保険	認知症保険toスマイル	一定期間災害死亡保障重視型 重度がん定期保険	ネオdeきぎょう重度がん プラス

※商品名称について、異なる名称を使用されているケースもございますが、上表の表記に統一させていただいています。

- 第三分野保険とは病気・ケガ・介護などの事由で保険金等をお支払いする保険のことで、「ネオdeいりょう」「ネオdeいりょう健康プロモート」「ネオdeからだエール」「認知症保険toスマイル」「ネオdeがんちりょう」「ネオde3疾病サポート」「ネオdeしゅうほ(死亡収入保障年金不担保特則を適用した場合)」が該当します。

解約等にもなう未経過月数に応じた保険料残額に相当する金額の返金

- 年払の契約において、保険料を払い込んだ後に、死亡・解約などによる契約の消滅、保険料払込免除などにより、以後の保険料の払い込みが不要となった場合は、すでに払い込んだ保険料のうち、未経過月数に応じた保険料の残額に相当する金額をお支払いします。
- 本資料の設例は、上記の未経過月数に応じた保険料の残額のお支払いがない前提にて記載しています。
- くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

(2) 契約形態

本資料は、特に記載のない限り契約形態Ⅰを前提にしています。

契約形態Ⅰ(事業保障型)

契約者
(保険料負担者)
||
法人



被保険者
||
役員・従業員



死亡保険金受取人
(または給付金受取人)
||
法人



保険料は全額会社負担となり、役員・従業員に対して所得税・住民税はかかりません。

契約形態Ⅱ(福利厚生型)

契約者
(保険料負担者)
||
法人



被保険者
||
役員・従業員



死亡保険金受取人
(または給付金受取人)
||
役員・従業員の遺族
(または役員・従業員)



役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合などは、保険料は被保険者の給与扱いとなり、役員・従業員に対して所得税・住民税が課税されます。また、役員または従業員の大部分が同族関係者である法人は、たとえ役員・従業員の全員を被保険者とした場合でも、同族関係者である被保険者に関する保険料の全額または一部は「給与手当」として処理します。

保険料が役員・従業員の給与となる場合、法人税法第34条、第36条、法人税法施行令第70条を参照し、詳細については税理士または所轄の税務署等にご確認ください。

1. 保険料の経理処理

(1) 定期保険・第三分野保険 <(2)を除く>

該当する保険種類：ネオdeきぎょう、ネオdeきぎょうワイド、ネオdeきぎょう重度がんプラス、ネオdeいりょう、ネオdeいりょう健康プロモート、ネオde定期、ネオdeからだエール、ネオdeしゅうほ、ネオdeがんちりょう、ネオde3疾病サポート、認知症保険toスマイル
 関連する法令・通達：法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2、所得税基本通達36-31の2

契約形態 I

契約者
||
法人



被保険者
||
役員・従業員



死亡保険金受取人
(または給付金受取人)
||
法人



契約の最高解約返戻率に応じて下表のとおり経理処理します。

最高解約返戻率は、保険期間を通じた「解約返戻金÷払込保険料累計額」のピークをいいます。

表A 契約日が2019年7月8日以後の定期保険・第三分野保険<P.7の(2)を除く>に適用されます。

最高解約返戻率	期間の区分※1	保険料の経理処理
① 50%以下	全保険期間	払込保険料の全額を「保険料」として、原則、期間の経過に応じて損金算入します。
	① 契約から保険期間の当初4割相当期間まで※3	払込保険料の4割を「前払保険料」として資産計上し、残り(6割)を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入します。
② 50%超 70%以下※2	② 上記①の期間経過後から保険期間の7割5分相当期間まで	払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。
	③ 上記②の期間経過後から保険期間満了まで※4	・払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。 ・①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。
③ 70%超 85%以下	① 契約から保険期間の当初4割相当期間まで※3	払込保険料の6割を「前払保険料」として資産計上し、残り(4割)を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入します。
	② 上記①の期間経過後から保険期間の7割5分相当期間まで	払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。
	③ 上記②の期間経過後から保険期間満了まで※4	・払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。 ・①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。
④ 85%超	① 契約から次のうち遅い方の保険年度まで※3 ④A 最高解約返戻率となる保険年度 ④B $\frac{\text{解約返戻金額の年間増加額}}{\text{年間保険料}} > 70\%$ となる最も遅い保険年度	・契約当初の10年間※3は、払込保険料のうち以下の額を「前払保険料」として資産計上し、残りを「保険料」として期間の経過に応じて損金算入します。※5 $\boxed{\text{払込保険料} \times \text{最高解約返戻率} \times 0.9}$ ・11日目以後は、払込保険料のうち以下の額を「前払保険料」として資産計上し、残りを「保険料」として期間の経過に応じて損金算入します。※5 $\boxed{\text{払込保険料} \times \text{最高解約返戻率} \times 0.7}$
	② 上記①の期間経過後から解約返戻金額が最高となる最も遅い保険年度まで	払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。
	③ 上記②の期間経過後から保険期間満了まで※4	・払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。 ・①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。

①～④の設例は、保険料払込期間が保険期間と同一で、事業年度と保険年度が一致しているものとします。

① 最高解約返戻率50%以下の場合

払込保険料の全額を「保険料」として、原則、期間の経過に応じて損金算入します。

設例

社長(50歳)を被保険者とするネオdeいりょうに加入し、年払保険料60万円を払い込みました。

- ・保険料払込期間：終身
- ・最高解約返戻率：0%

借方		貸方	
保険料	60万円(費用勘定)	現金・預金	60万円(資産勘定)

② 最高解約返戻率50%超70%以下の場合(年間保険料30万円超の場合)

① 契約から保険期間の当初4割相当期間まで(1か月未満の端数切り捨て)

払込保険料の4割を「前払保険料」として資産計上し、残り(6割)を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入します。

② 上記①の期間経過後から保険期間の7割5分相当期間まで

払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。

③ 上記②の期間経過後から保険期間満了まで(1か月未満の端数切り上げ)

- ・払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。
- ・①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。

設例

社長(50歳)を被保険者とするネオdeきぎょうに加入し、年払保険料120万円を払い込みました。

- ・保険期間：35年(85歳満期)
- ・最高解約返戻率：60%

① 契約当初の14年間

～保険料払い込みのつどの経理処理～

借方		貸方	
前払保険料	48万円(資産勘定)	現金・預金	120万円(資産勘定)
保険料	72万円(費用勘定)		

② 15年目から26年目まで(12年間)

～保険料払い込みのつどの経理処理～

借方		貸方	
保険料	120万円(費用勘定)	現金・預金	120万円(資産勘定)

③ 27年目から保険期間満了まで(9年間)

～保険料払い込みのつどの経理処理～

借方		貸方	
保険料	120万円(費用勘定)	現金・預金	120万円(資産勘定)

～年度単位の経理処理～

●27年目(9か月間)

借方		貸方	
保険料	57.6万円(費用勘定)	前払保険料	57.6万円(資産勘定) ^{※6}

●28年目から保険期間満了まで(8年間)

借方		貸方	
保険料	76.8万円(費用勘定)	前払保険料	76.8万円(資産勘定) ^{※6}

※6・①の期間で資産計上した前払保険料を③の期間(8年9か月)で按分します。

この設例では、 $\frac{48万円 \times 14年(①の期間)}{8年9か月(③の期間)} = 6.4万円(1か月あたり)$

- ・27年目は③の期間の端数である9か月分の前払保険料57.6万円を取り崩します。

※1 保険期間が終身である第三分野保険については、契約から被保険者の年齢が116歳に達するまでを計算上の保険期間とします。
 ※2 年間保険料が30万円以下の場合、払込保険料の全額を「保険料」として、原則、期間の経過に応じて損金算入します。なお、年間保険料の判定にあたり、同一の被保険者であって、契約日が2019年7月8日以後の定期保険または第三分野保険で、最高解約返戻率が50%超70%以下の契約が他にもある場合、保険会社や加入時期の違いにかかわらず、その全ての年間保険料を合計します。なお、P7の「(2) 解約返戻金相当額のない第三分野保険で保険期間が終身かつ保険料払込期間が有期払のもの」で年間保険料30万円以下の契約とは通算しません。
 ※3 1か月未満の端数は切り捨てます。事業年度の中で期間が終了する場合、当該事業年度に含まれる月数分で計算します。
 ※4 1か月未満の端数は切り上げます。資産計上した前払保険料を取り崩す月が事業年度に含まれる場合は、③の期間として計算します。
 ※5 資産計上額は払込保険料を限度とします。

3 最高解約返戻率70%超85%以下の場合

- ① 契約から保険期間の当初4割相当期間まで(1か月未満の端数切り捨て)
払込保険料の6割を「前払保険料」として資産計上し、残り(4割)を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入します。
- ② 上記①の期間経過後から保険期間の7割5分相当期間まで
払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。
- ③ 上記②の期間経過後から保険期間満了まで(1か月未満の端数切り上げ)
・払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。
・①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。

設例

社長(50歳)を被保険者とするネオdeきぎょうに加入し、年払保険料120万円を払い込みました。
・保険期間：40年(90歳満期)
・最高解約返戻率：75%

① 契約当初の16年間

～保険料払い込みのつどの経理処理～

借 方		貸 方	
前払保険料	72万円(資産勘定)	現金・預金	120万円(資産勘定)
保 険 料	48万円(費用勘定)		

② 17年目から30年目まで(14年間)

～保険料払い込みのつどの経理処理～

借 方		貸 方	
保 険 料	120万円(費用勘定)	現金・預金	120万円(資産勘定)

③ 31年目から保険期間満了まで(10年間)

～保険料払い込みのつどの経理処理～

借 方		貸 方	
保 険 料	120万円(費用勘定)	現金・預金	120万円(資産勘定)

～年度単位の経理処理～

借 方		貸 方	
保 険 料	115.2万円(費用勘定)	前払保険料	115.2万円(資産勘定)※

※ ①の期間で資産計上した前払保険料を③の期間で按分します。

この設例では、 $\frac{72万円 \times 16年(①の期間)}{10年(③の期間)} = 115.2万円(1年あたり)$

4 最高解約返戻率85%超の場合

① 契約から次のA②Bのうち遅い方の保険年度まで(1か月未満の端数切り捨て)

A 最高解約返戻率となる保険年度

B $\frac{\text{解約返戻金額の年間増加額}}{\text{年間保険料}} > 70\%$ となる最も遅い保険年度

㊦ 契約当初の10年間

「払込保険料×最高解約返戻率×0.9」を「前払保険料」として資産計上し、残りを「保険料」として期間の経過に応じて損金算入します。

㊧ 11年目以後

「払込保険料×最高解約返戻率×0.7」を「前払保険料」として資産計上し、残りを「保険料」として期間の経過に応じて損金算入します。

② 上記①の期間経過後から解約返戻金額が最高となる最も遅い保険年度まで

払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。

③ 上記②の期間経過後から保険期間満了まで(1か月未満の端数切り上げ)

・払込保険料の全額を「保険料」として、期間の経過に応じて損金算入します。

・①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額を③の期間で按分し、期間の経過に応じて事業年度に対応する分を「保険料」として損金算入します。

設例

社長(50歳)を被保険者とするネオdeきぎょうに加入し、年払保険料120万円を払い込みました。

- ・ 保険期間：49年(99歳満期)
- ・ 最高解約返戻率：90%
- ・ ①の期間：24年
- ・ 解約返戻金額が最も高くなる年度：39年目

① ② 契約当初の10年間

～保険料払い込みのつどの経理処理～

借方	貸方
前払保険料 97.2万円(資産勘定)	現金・預金 120万円(資産勘定)
保険料 22.8万円(費用勘定)	

① ④ 11年目から24年目まで(14年間)

～保険料払い込みのつどの経理処理～

借方	貸方
前払保険料 75.6万円(資産勘定)	現金・預金 120万円(資産勘定)
保険料 44.4万円(費用勘定)	

② 25年目から39年目まで(15年間)

～保険料払い込みのつどの経理処理～

借方	貸方
保険料 120万円(費用勘定)	現金・預金 120万円(資産勘定)

③ 40年目から保険期間満了まで(10年間)

～保険料払い込みのつどの経理処理～

借方	貸方
保険料 120万円(費用勘定)	現金・預金 120万円(資産勘定)

～年度単位の経理処理～

借方	貸方
保険料 203.04万円(費用勘定)	前払保険料 203.04万円(資産勘定)※

※ ①の期間で資産計上した前払保険料を③の期間で按分します。

この設例では、

$97.2万円 \times 10年(①②の期間) + 75.6万円 \times 14年(①④の期間)$

$\frac{\quad}{10年(③の期間)} = 203.04万円(1年あたり)$

留意点 保険料払込期間が保険期間より短い定期保険・第三分野保険の場合

実際の払込保険料ではなく、「払込保険料×保険料払込期間÷保険期間※」で算出する「年換算保険料相当額」を使用して経理処理します。具体的には、払込保険料の全額を「前払保険料」として資産計上します。そのうち毎保険年度ごとに「年換算保険料相当額」を取り崩し「払込保険料」とみなして、P.3 **表A** の区分にもとづき経理処理します。なお、**表A** の最高解約返戻率については、実際の払込保険料を使用して「解約返戻金÷払込保険料累計額」で算出します。

※ 保険期間が終身の場合は、契約から被保険者の年齢が116歳に達するまでを計算上の保険期間とします。

契約形態Ⅱ

契約者

法人



被保険者

役員・従業員



死亡保険金受取人
(または給付金受取人)

役員・従業員の遺族
(または役員・従業員)



契約形態Ⅰにおける勘定科目「保険料」を「福利厚生費」と読み替えて処理します。ただし、役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合、払込保険料の全額を「給与手当」として処理します。なお、被保険者が役員の場合、給与として不相当に高額な部分は、損金算入できません。

(2) 解約返戻金相当額のない第三分野保険で保険期間が終身かつ保険料払込期間が有期払のもの

該当する保険種類：ネオdeいりょう、ネオdeいりょう健康プロモート、ネオdeがんちりょう、ネオde3疾病サポート、認知症保険toスマイル
 関連する法令・通達：法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2、所得税基本通達36-31の2を準用

契約形態 I

契約者
 法人 

被保険者
 役員・従業員 

保険金・給付金受取人
 法人 

1 年間保険料が30万円以下の場合

払込保険料の全額を「保険料」として、原則、期間の経過に応じて損金算入します。

2 年間保険料が30万円を超える場合

契約から被保険者の年齢が116歳に達するまでを計算上の保険期間とし、**表B**のとおり経理処理します。

表B

期間の区分	保険料の経理処理
① 契約から払込満了まで	<ul style="list-style-type: none"> ・契約から払込満了までの払込保険料累計額を、契約から被保険者の年齢が116歳に達するまでの期間で除して「1年あたりの保険料」を算出します。 ・払込保険料のうち「1年あたりの保険料」を「保険料」として期間の経過に応じて損金算入し、残りを「前払保険料」として資産計上します。
② 払込満了後	<ul style="list-style-type: none"> ・①の期間で資産計上した「前払保険料」の累計額から「1年あたりの保険料」を毎年度ごとに取り崩し「保険料」として損金算入します。

設例

社長(60歳)を被保険者とするネオdeいりょうに加入し、年払保険料56万円(注)を払い込みました。

- ・保険期間：終身
- ・保険料払込期間：10年(70歳払込満了)

(注)更新型の特約の保険料は含まない。(更新型の特約の保険料は全額損金算入します)

① 契約から払込満了まで(10年間)

借方		貸方	
保険料	10万円(費用勘定)*	現金・預金	56万円(資産勘定)
前払保険料	46万円(資産勘定)		

② 払込満了後

借方		貸方	
保険料	10万円(費用勘定)	前払保険料	10万円(資産勘定)*

* $\frac{56万円 \times 10年(保険料払込期間)}{116歳 - 60歳} = 10万円(1年あたりの保険料)$

(参考)年間保険料の判定等

年間保険料の判定について

同一の被保険者であって、契約日が2019年10月8日以後の解約返戻金相当額のない第三分野保険で、保険期間が終身かつ保険料払込期間が有期払の契約が他にもある場合、保険会社や加入時期の違いにかかわらず、その全ての年間保険料を合計します。
 なお、別法人名義の契約および個人名義の契約は合計しません。

追加加入により年間保険料が30万円を超える場合等の取り扱い

第三分野保険に最初に加入したときは上記①に該当していたが、追加加入により年間保険料の合計額が30万円を超え、上記②に該当することとなった場合、最初の契約・追加契約のいずれについても、以後の保険料は上記②により経理処理します。逆に、複数の第三分野保険の契約があり、年間保険料の合計額が30万円を超えていたために、上記②により経理処理していたが、一方の契約の解約等により年間保険料の合計額が30万円以下となった場合、以後の保険料は上記①により経理処理できます。
 くわしくは、税理士または所轄の税務署等にご確認ください。

契約形態 II

契約者
 法人 

被保険者
 役員・従業員 

保険金・給付金受取人
 役員・従業員 

契約形態 I における勘定科目「保険料」を「福利厚生費」と読み替えて処理します。ただし、役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合、払込保険料の全額を「給与手当」として処理します。なお、被保険者が役員の場合、給与として不相当に高額な部分は、損金算入できません。

このページの内容は、契約日が2019年10月8日以後の第三分野保険に適用されます。

(3) 終身保険

該当する保険種類：ネオdeとりお

関連する法令・通達：法人税基本通達9-3-4を準用、所得税基本通達36-31を準用

契約形態Ⅰ

契約者
||
法人 

被保険者
||
役員・従業員 

死亡保険金受取人
||
法人 

払込保険料の全額を「積立保険料」として資産計上します。

設例

社長を被保険者とするネオdeとりおに加入し、年払保険料100万円を払い込みました。

借 方		貸 方	
積立保険料	100万円(資産勘定)	現金・預金	100万円(資産勘定)

契約形態Ⅱ

契約者
||
法人 

被保険者
||
役員・従業員 

死亡保険金受取人
||
役員・従業員の遺族 

払込保険料の全額を「給与手当」として処理します。なお、被保険者が役員の場合、給与として不相当に高額な部分は、損金算入できません。

2. その他の保険料の経理処理

保険料払込免除に該当した場合

保険料払込免除に該当した場合の以後の経理処理については、法人税法および関連通達では、明確な取り扱いは規定されていません。しかし、法人税基本通達[9-3-4]～[9-3-6]を準用し、保険料払込免除以後は保険料を払い込まないことから契約の終了時までは経理処理をする必要はなく、契約の終了時に保険金等の額と資産計上している積立保険料等の額で差損益処理すると考えられます。

(注) 保険料払込免除になった場合の税務取り扱いについては税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

3. 保険金・給付金の経理処理

(1) 死亡保険金・死亡給付金を受け取った場合

死亡保険金等を受け取った場合は、「現金・預金」等で資産計上し、「積立保険料」「前払保険料」があれば取り崩すことで差額を差損益処理します。

① ネオdeきぎょう、ネオdeきぎょうワイド、ネオdeきぎょう重度がんプラス等

a. 保険料が全額損金算入されている場合

設例

役員が死亡したため、保険金5,000万円を受け取りました。

借方	貸方
現金・預金 5,000万円(資産勘定)	雑収入 5,000万円(収益勘定)

b. 保険料の一部が資産計上されている場合

設例

役員が死亡したため、保険金5,000万円を受け取りました。資産計上の前払保険料は500万円でした。

借方	貸方
現金・預金 5,000万円(資産勘定)	前払保険料 500万円(資産勘定) 雑収入 4,500万円(収益勘定)

〈参考〉会社が受け取った保険金等を原資に、退職慰労金規程等にもとづき遺族に死亡退職金として支払った場合

設例

受け取った保険金を原資に、役員の子供へ、死亡退職金として5,000万円支払いました。

借方	貸方
退職金 5,000万円(費用勘定)	現金・預金 5,000万円(資産勘定)

受け取った保険金を原資に、役員・従業員の遺族へ死亡保障退職金として支払った場合
・役員の場合 → 不相当に高額な部分は、損金算入できません。
・従業員の場合 → 全額損金算入します(役員と特殊関係にある者を除く)。

② ネオdeとりお

設例

役員が死亡したため、死亡保険金300万円を受け取りました。資産計上の積立保険料は100万円でした。

借方	貸方
現金・預金 300万円(資産勘定)	積立保険料 100万円(資産勘定) 雑収入 200万円(収益勘定)

③ 死亡保障特則を適用したネオdeいりょう(保険料払込期間:有期払)で、保険料の一部が資産計上されている場合

設例

死亡保障特則を適用したネオdeいりょう(保険料払込期間:有期払)に加入していた役員が保険料払込期間中に死亡し、死亡給付金100万円を受け取りました。資産計上の前払保険料は50万円でした。

借方	貸方
現金・預金 100万円(資産勘定)	前払保険料 50万円(資産勘定) 雑収入 50万円(収益勘定)

(2) 生活障害保険金・認知症保険金等を受け取った場合

該当する保険種類：ネオdeきぎょうワイド、ネオdeきぎょう重度がんプラス、認知症toスマイル、ネオde定期、ネオdeとりお
関連する法令・通達：所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-23

生活障害保険金・重度がん保険金・認知症保険金・高度障害保険金・特定疾病保険金を受け取った場合は、「(1) 死亡保険金・死亡給付金を受け取った場合」に準じた経理処理を行います。

会社はこの保険金を原資に、退職慰労金規程・見舞金規程等にもとづき被保険者へ「退職慰労金」(退職する場合)または「見舞金」(退職しない場合)として支払います。

「退職慰労金」として従業員に支払った場合、全額損金算入します。役員に支払った場合で不相当に高額な部分は、損金算入できません。受け取った個人については退職所得として支払われた金額が所得税・住民税の課税対象となります。「見舞金」として支払った場合は、その額が社会通念上妥当な金額まで損金算入し、受け取った個人も非課税となります。社会通念上妥当な金額を超えた部分については、従業員(役員と特殊関係にある者を除く)に支払う場合は「給与手当」として損金算入しますが、役員に支払う場合は原則損金算入できず、受け取った個人については所得税・住民税の課税対象となります。

① ネオdeきぎょうワイド、ネオdeきぎょう重度がんプラス、認知症toスマイル、ネオde定期

a. 保険料が全額損金算入されている場合

設例

役員が認知症保険金200万円を受け取りました。

借 方		貸 方	
現金・預金	200万円(資産勘定)	雑収入	200万円(収益勘定)

b. 保険料の一部が資産計上されている場合

設例

役員的生活障害保険金5,000万円を受け取りました。資産計上の前払保険料は1,500万円でした。

借 方		貸 方	
現金・預金	5,000万円(資産勘定)	前払保険料	1,500万円(資産勘定)
		雑収入	3,500万円(収益勘定)

② ネオdeとりお

設例

役員が初めてがんと診断確定されたため、特定疾病保険金300万円を受け取りました。資産計上の積立保険料は100万円でした。

借 方		貸 方	
現金・預金	300万円(資産勘定)	積立保険料	100万円(資産勘定)
		雑収入	200万円(収益勘定)

(3) ネオdeいりょう等から給付金を受け取った場合(特約給付金を含む)

該当する保険種類：ネオdeいりょう、ネオdeいりょう健康プロモート等
 関連する法令・通達：所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-23

疾病入院給付金、手術給付金等を受け取った場合は、「現金・預金」等で資産計上し、その同額を「雑収入」として益金計上します。

会社が受け取った給付金を役員・従業員に「見舞金」として支払った場合は、上記(2)と同様の取り扱いとなります。

設例

役員の入院給付金5万円を受け取りました。

借 方		貸 方	
現金・預金	5万円(資産勘定)	雑収入	5万円(収益勘定)

(4) ネオdeしゅうほから年金を受け取った場合

該当する保険種類：ネオdeしゅうほ

死亡収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害介護収入保障年金・特定疾病収入保障年金を受け取った場合は、受け取るつど「現金・預金」等で資産計上し、その同額を「雑収入」として益金計上します。会社が受け取った年金等を役員・従業員に「見舞金」として支払った場合は、上記(2)と同様の取り扱いとなります。

設例

役員が公的介護保険の要介護2と認定されたため、障害介護収入保障年金500万円を受け取りました。

借 方		貸 方	
現金・預金	500万円(資産勘定)	雑収入	500万円(収益勘定)

次回以降も受け取るつど、同様に経理処理します。

4. 契約内容の変更等にもなう経理処理

(1) 契約者・保険金受取人の名義を変更した場合

関連する法令・通達：所得税基本通達36-37

契約者・保険金受取人(または給付金受取人)の名義を変更する場合、その権利の評価額は **表C** のとおりとなります。

表C 保険契約に関する権利の評価

名義変更の パターン	保険種類	最高解約返戻率	その他の要件	権利の評価額
法人から個人 法人から法人	①契約日が 2019年7月8日 以後の定期保険・ 第三分野保険	50%以下	なし	名義変更時の 解約返戻金相当額※
		50%超	名義変更時の解約返戻金相当額※が、その時の資産計上額の70%に相当する金額以上である場合 名義変更時の解約返戻金相当額※が、その時の資産計上額の70%に相当する金額未満である場合	名義変更時の 資産計上額
	②上記①以外	—	なし	名義変更時の 解約返戻金相当額※
個人から法人	③すべての保険種類	—	なし	名義変更時の 解約返戻金相当額※

・最高解約返戻率は、保険期間を通じた「解約返戻金÷払込保険料累計額」のピークをいいます。

※ 本資料では、未経過月数に応じた保険料残額がないケースを記載していますが、あるケースでは合算します。

① 個人契約を法人契約(契約者・死亡保険金受取人=法人)に名義変更した場合

生命保険の権利が個人から会社に移ることになります。その権利の評価額は **表C** の③に該当し、名義変更時の解約返戻金相当額となります。

a. 名義変更時に権利の評価額を会社が個人に支払った場合

設例

役員個人名義のネオdeとりおの契約者および死亡保険金受取人を会社名義に変更しました。その際、会社は解約返戻金相当額100万円の対価を支払いました。

借 方		貸 方	
積立保険料	100万円(資産勘定)	現金・預金	100万円(資産勘定)

個人が支払った保険料合計額が権利の評価額以上の場合は、譲渡した個人に所得税・住民税はかかりません。

b. 名義変更のみで権利の評価額を会社が個人に支払わなかった場合

上記 a. における勘定科目「現金・預金」を「受贈益」と読み替えて処理します。

② 法人契約(契約者・死亡保険金受取人=法人)を個人契約に名義変更した場合(退職を理由としない場合)

生命保険の権利が会社から個人に移ることになります。終身保険の場合、その権利の評価額は **表C** の②に該当し、解約返戻金相当額となります。

a. 名義変更時に権利の評価額を個人が会社に支払った場合

設例

法人契約のネオdeとりおを、被保険者である社長を契約者、社長の家族を死亡保険金受取人とする個人契約に名義変更しました。その際、社長は解約返戻金相当額70万円の対価を支払いました。なお、資産計上の積立保険料は100万円でした。

借 方		貸 方	
現金・預金	70万円(資産勘定)	積立保険料	100万円(資産勘定)
雑損失	30万円(費用勘定)		

譲り受けた個人には所得税・住民税はかかりません。

b. 名義変更のみで権利の評価額を個人が会社に支払わなかった場合

上記 a. における勘定科目「現金・預金」を「給与手当(役員給与)※」と読み替えて処理します。

※ 生命保険の権利を会社が無償で役員に譲った場合、権利の評価額が役員給与となり、原則として損金算入できません。

③ 法人契約(契約者・死亡保険金受取人=法人)を系列会社の契約に名義変更した場合

生命保険の権利が会社から系列会社に移ることになります。終身保険の場合、その権利の評価額は【表C】の②に該当し、解約返戻金相当額となります。

a. 名義変更時に権利の評価額を系列会社が元会社に支払った場合

設例

ネオ商事(株)では、役員が勇退して、系列のネオ工業(株)の取締役にとりかわり、同役員を被保険者とするネオdeとりおを、ネオ工業(株)の名義に変更しました。

これまでにネオ商事(株)が資産計上している積立保険料は240万円、名義変更時における解約返戻金相当額は300万円でした。ネオ工業(株)は、元会社のネオ商事(株)に譲り受けの対価として300万円を支払いました。

【表D】 元会社：ネオ商事(株)の経理処理

借 方		貸 方	
現金・預金	300万円(資産勘定)	積立保険料	240万円(資産勘定)
		雑収入	60万円(収益勘定)

【表E】 系列会社：ネオ工業(株)の経理処理

借 方		貸 方	
積立保険料	300万円(資産勘定)	現金・預金	300万円(資産勘定)

b. 名義変更のみで権利の評価額を系列会社が支払わなかった場合

元会社であるネオ商事(株)の経理処理は、上記【表D】における勘定科目「現金・預金」を「寄附金※1」と読み替えて処理します。

系列会社であるネオ工業(株)の経理処理は、上記【表E】における勘定科目「現金・預金」を「受贈益※2」と読み替えて処理します。

※1 寄附金は税法の定める限度額を超える分については損金算入できません。(法人税法第37条、法人税法施行令第73条)

・法人による完全支配関係にある内国法人間の寄附金は、寄附をした法人において損金算入できません。

※2 法人による完全支配関係にある内国法人間の寄附金は、寄附を受領した法人において益金算入できません。

④ 退職慰労金として会社名義の保険証券を個人名義に変更して交付した場合

役員および従業員の勇退時に契約形態を次のとおり名義変更した場合、資産計上している「積立保険料」「前払保険料」を取り崩します。終身保険の場合、その権利の評価額は【表C】の②に該当し、解約返戻金相当額となりますが、退職金として支給したこととなり、資産計上額と権利の評価額との差額を差損益処理します。

法人契約

契約者	—	法人
被保険者	—	役員または従業員
死亡保険金受取人	—	法人

個人契約

契約者	—	役員または従業員
被保険者	—	役員または従業員
死亡保険金受取人	—	役員または従業員の遺族

設例

役員の勇退時に、法人契約のネオdeいりょう(保険期間:終身、保険料払込期間:3年)を本人名義に変更、退職慰労金の一部として交付しました。なお、資産計上の前払保険料は50万円、解約返戻金相当額は10万円でした。

借 方		貸 方	
退職金	10万円(費用勘定)	前払保険料	50万円(資産勘定)
雑損失	40万円(費用勘定)		

・役員の場合、退職慰労金として不相当に高額な部分は、損金算入できません。従業員の場合、全額損金算入します(役員と特殊関係にある者を除く)。

・勇退前に役員個人に名義変更すると、権利の評価額が役員給与となり、原則として損金算入できません。

(2) 解約・減額した場合

受け取った解約返戻金等は「現金・預金」等で資産計上し、「積立保険料」「前払保険料」を取り崩すことで差額を差損益処理します。契約者貸付金等がある場合には「借入金」についてもあわせて負債から取り崩します。

設例

役員が勇退することになったため、ネオdeきぎょうを解約し、解約返戻金700万円を受け取りました。(保険料は全額損金算入されており、前払保険料はありません)

借 方		貸 方	
現金・預金	700万円(資産勘定)	雑 収 入	700万円(収益勘定)

設例

役員が勇退することになったため、ネオdeきぎょうを解約し、解約返戻金500万円を受け取りました。なお、資産計上の前払保険料は300万円でした。

借 方		貸 方	
現金・預金	500万円(資産勘定)	前払保険料	300万円(資産勘定)
		雑 収 入	200万円(収益勘定)

設例

ネオdeきぎょうを解約し、解約返戻金400万円(契約者貸付金の清算後の金額)を受け取りました。なお、資産計上の前払保険料は800万円、契約者貸付金は290万円、契約者貸付の支払利息は10万円でした。

借 方		貸 方	
現金・預金	400万円(資産勘定)	前払保険料	800万円(資産勘定)
借 入 金	290万円(負債勘定)		
支 払 利 息	10万円(費用勘定)		
雑 損 失	100万円(費用勘定)		

設例

ネオdeきぎょうの保険金額を5,000万円から3,000万円に減額し(保険金額を2,000万円引き下げ)、解約返戻金として1,400万円を受け取りました。なお、資産計上の前払保険料は4,000万円でした。

借 方		貸 方	
現金・預金	1,400万円(資産勘定)	前払保険料	1,600万円(資産勘定)※
雑 損 失	200万円(費用勘定)		

※ 「全体の保険金額」と「減額した保険金額」とで按分して、前払保険料を取り崩します。この設例では、保険金額5,000万円の2/5に相当する2,000万円を減額していますので、前払保険料4,000万円のうち2/5に相当する1,600万円を取り崩します。

(3) 払済保険に変更した場合

関連する法令・通達：法人税基本通達9-3-7の2

① 保険料支払時に支払った保険料をすべて損金算入した場合

変更時点における解約返戻金相当額を、払済保険に変更した日の属する事業年度の益金に算入します。

(注)・役員または特定の従業員のみを被保険者、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族とし、その保険料の額が当該役員または従業員に対する給与となる場合を除きます。

- ・定期保険、第三分野保険から同種類の払済保険に変更した場合には、上記取り扱いを適用せず、そのまま保険事故の発生または解約失効等により契約が終了するまで資産計上を継続することとしても差し支えありません。当社商品では、ネオdeきぎょう重度がんプラスを払済重度がん定期保険に変更した場合が該当します。

設例

ネオdeきぎょうの解約返戻金500万円をもとに払済終身保険に変更しました。(その他、受取金額はありませんでした)

借方		貸方	
積立保険料	500万円(資産勘定)	雑収入	500万円(収益勘定)

設例

ネオdeきぎょうの解約返戻金550万円のうち500万円をもとに払済終身保険に変更し、残りの50万円を受け取りました。

借方		貸方	
積立保険料	500万円(資産勘定)	雑収入	550万円(収益勘定)
現金・預金	50万円 (資産勘定)		

② 保険料支払時に支払った保険料を資産計上した場合

原則として変更時点における解約返戻金相当額と、その保険契約に係る資産計上額の差額を、払済保険に変更した日の属する事業年度の益金または損金に算入します。

(注)・役員または特定の従業員のみを被保険者、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族とし、その保険料の額が当該役員または従業員に対する給与となる場合を除きます。

- ・定期保険、第三分野保険から同種類の払済保険に変更した場合には、上記取り扱いを適用せず、そのまま保険事故の発生または解約失効等により契約が終了するまで資産計上を継続することとしても差し支えありません。当社商品では、ネオdeきぎょう重度がんプラスを払済重度がん定期保険に変更した場合が該当します。

設例

ネオdeきぎょうの解約返戻金500万円をもとに払済終身保険に変更しました。(その他、受取金額はありませんでした)なお、資産計上の前払保険料は300万円でした。

借方		貸方	
積立保険料	500万円(資産勘定)	前払保険料	300万円(資産勘定)
		雑収入	200万円(収益勘定)

設例

ネオdeきぎょうの解約返戻金550万円のうち500万円をもとに払済終身保険に変更し、残りの50万円を受け取りました。なお、資産計上の前払保険料は300万円でした。

借方		貸方	
積立保険料	500万円(資産勘定)	前払保険料	300万円(資産勘定)
現金・預金	50万円(資産勘定)	雑収入	250万円(収益勘定)

(4) 契約者貸付を受けた場合

① 契約者貸付を受けたときの経理処理

設例

ネオdeきぎょうから契約者貸付を受け、1,000万円を受け取りました。

借方		貸方	
現金・預金	1,000万円(資産勘定)	借入金	1,000万円(負債勘定)

② 契約者貸付を返済したときの経理処理

設例

契約者貸付金額1,000万円と利息80万円を払い込み、返済しました。

借方		貸方	
借入金	1,000万円(負債勘定)	現金・預金	1,080万円(資産勘定)
支払利息	80万円(費用勘定)		

監修 税理士・CFP®
平田 久美子

ネオファースト生命保険株式会社

141-0032
東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウイズタワー

◎ネオファースト生命ホームページ
<https://neofirst.co.jp>

お届けしたのは…